主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人三浦斧吉の上告趣意は、量刑不当の主張にすぎず、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。 〔原審弁護人士家健太郎は原判決に対しその資格で自ら上告申立をしなかつた者であるから、同人提出の上告理由書は上告趣意書として不適法なものというほかなく(昭和二四年(れ)第一〇二八号同二九年七月七日大法廷判決)これに対しては判断を加えない。〕

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三六年七月一八日

最高裁判所第三小法廷

己	克	水	垂	裁判長裁判官
介	又	村	河	裁判官
潔		橋	高	裁判官
_	修	坂	石	裁判官